

## 平成29年度 第2回滋賀県環境こだわり農業審議会議事概要

平成29年12月13日（水）

- 1 日 時 平成29年12月13日（水）10：00～12：00
- 2 場 所 滋賀県庁北新館5-B会議室
- 3 出席委員 井手委員、岡本委員、小川委員、河合委員、北川紀子委員、  
北川幸夫委員、竹山委員、立花委員、田中委員、中井委員、  
永井委員、深尾委員、細川委員、渡邊委員  
（14名）  
（欠席：片山委員、黒川委員、小西委員、澁谷委員）
- 4 資 料 資料1 環境こだわり農業の深化に向けた中間論点整理  
資料2 環境保全型農業直接支払交付金について

### 5 議 事

#### 【井手会長】

皆さん、こんにちは。本日後ほど事務局のほうから御説明していただきますが、今期この審議会として一番重要な役割となります環境こだわり農業の今後の深化の方向性について、中間時点での論点整理、たたき台というものが出来ています。本年、私の理解といたしましては、あと1回審議会があるというふうに聞いておりますが、特に今後のこだわり農業の深化の方向性につきましては、本日で、ある一定方向性というものを固めていきたいというふうに思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第をごらんください。次第にしたがいまして、議事のほうを進めさせていただきます。

まず、一番目、環境こだわり農業の深化についてということで、まずは事務局のほうから御説明よろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

事務局より  
資料1 環境こだわり農業の深化に向けた中間論点整理について説明

#### 【井手会長】

はい、御説明ありがとうございました。

この場で、ただいま御説明いただきましたたたき台について、いろんな御意見をいただきたいのですが、まずは御意見の前に、説明されました内容につきまして、質問のほうを受け付けたいというふうに思っております。

私も事前に説明は受けているのですが、やっぱり難しい言葉がいっぱい出てきておりますので、そういったものの意味でありますとか、御理解いただけましたでしょうか。かなり今回明確に今後こうしていきたいというふうな方向性というのが示されておりますもので、細部につきましては確認しておく必要があるのではないかと。

いかがでしょうか。まず、御質問などは。

はい、岡本委員。

【岡本委員】

済みません、何点か文言のことでぜひ説明いただけたらと思うんですけれども、2ページ目のところの下のところですね、オーガニック農業という言葉があります。オーガニック農産物とも書かれてあるんですけど、ほかのところではまた有機栽培というふうな言葉も書かれてあって、そこら辺の言葉の統一ということではできないのでしょうか。オーガニックを日本語にすれば有機栽培なのかな。JAS有機とはまた違うかもしれませんが、この資料を読ませていただくと、オーガニックと、それから、JAS有機栽培とは全く別物のような感じに捉えられてしまうところがあるので、そのところの文言の統一というのは考えられているのかどうかということ、1点。

それから、3ページ目です。(1)の下の方に、新規取り組みのリスクが高い。その下です、済みません。認証に必要なコストや事務負担が課題となるほか、というところがあるんですけども、この事務負担というのはどのくらいを思われているのかということが2つ目。

それから、3つ目です。(2)のオーガニック農産物の流通のところですけども、個々の経営単位で行う販路開拓には限界があり、組織的な取り組みが求められているということが書かれてありますけれども、これは滋賀県のJAさんなんかを考えられてるのかどうか、少しそのところも御説明いただけたらいいかなと思います。

私はオーガニックの推進では、水稻、茶を中心とするということでは賛成をします。以上です。

【井手会長】

はい、ありがとうございます。

3点御質問がありました、事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

【事務局】

まずは文言の統一につきましては、今後統一を進めていきたいというふうに考えています。現在もたたき台をつくりながら整理をさせていただいているような状況になってございます。

2つ目の事務の負担がどれくらいかということですけども、実際今回も幾つかの認証機関のほうに、実際農家の方が使用されている書類等を見させていただく中で、かなり大変だなということは把握しております。それがどれくらいの負担かといいますと表現が難しい状況です。取り組まれている方が言われるのには、ある程度書類作成になれた方には対応できるけども、全く書類作成になれてない方については、厳しいものがあるというような意見もいただいているところなんです。

3つ目の組織的な取り組みということですが、本年度、20経営体に聞き取り等調査をさせていただきまして、その中の半分ほどの経営体の方は、もし需要が増えるならば生産拡大をしたいという思いはお持ちですが、現在、個人で生産から販売まで取り組んでいる中で、これ以上独自の販路開拓というのは難しいというような形でお答えいただいております。そういった状況の中で、例えば今後滋賀県のほうで有機を進め、組織的に販路開拓等していただけるのであ

れば、それについては非常にありがたいというような意見もいただいているところです。

そういった取り組みの中で、先ほど申しました、関係機関と一体的に、新たに流通販売等を検討する、組織のほうで、新しい取り組み、販路開拓を検討していきたいというふうんに考えているところです。

【井手会長】 よろしいですか。

【岡本委員】 はい、ありがとうございます。

【井手会長】 特に1点目の文言の整理につきましては、やはりちょっと混乱すると思いますので、しっかりお願いしたいと思います。特に、このたたき台では、片仮名のオーガニックで今後近江米を売り出していこうという、そういう考え方の方です。特に有機でありますとか、これまでの言葉との整理のほうをよろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

河合委員どうぞ。

【河合委員】 失礼します。

農家にとっても、消費者にとっても、このオーガニック農業。興味があるんですけども、ちょっとお聞きしたいんですが、まず目標収量7俵ぐらいということで、比較的低い収量となりますね。そして、これは4ページ、イのところには4～5ヘクタールで100万くらいの所得向上ということになってはいますが、最近低価格で米価が推移している中で、どれくらいの価格を想定されているのか、余り数値的なことが見えてこないんですが、一度このくらい栽培したら所得はこうなるんだよと。それなら、栽培したいな。また、消費者にとってはこのような価格だったら買いたいなという、その辺がちょっと見えてこないもので、どういう価格体系を想定されているのかちょっと気になります。

外国に行けば、もうオーガニック市場がたくさんありますので、確かに日本は遅れているなという気はしますけれども、まだまだもう少し熟成するまでには時間がかかり、この辺に及んでは、まだ期間が必要だとも思います。今言いましたように、作る方と買う方が魅力をどういう形で感じるかなというところが気になります。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。

まず、御質問といたしましては、特に、4ページの真ん中あたりでございます、どういうモデルの中で100万円の所得向上を目指すのか、恐らくこの金額の裏づけとなる試算がいろいろあると思うのですが、どれくらいの販売価格を想定されているのか、という御質問だと思いますが。

【事務局】 所得を算出する際に、一反当たりの経費、それから販売額×収量、それから、その農家がどういう経営規模。10ヘクタールを経営されているのか、20ヘクタールを経営されているのかによっ

て、減価償却費等も大きく変わってきますので、一概にこうですというのはお示しにくい部分がございます。

現在もそのあたりを、精査しているところですので、あくまでも参考ということでお話をさせていただきますと、まず、収量的には目標であります7俵を想定しております。実際、ことしの調査の平均収量は6俵ということもありましたので、6俵で試算すべきではとも考えているところです。

単価といたしましては、1俵あたり2万2,000円の農家手取りを想定しております。こちらにつきましては、実際これから販路開拓をするわけですので、流通段階での中間コスト等を算出していかなければならないわけですが、現在の農家手取りとしては2万2,000円程度を想定しているところです。あわせまして、経営面積としては4ヘクタールでありますと、大体オーガニックのコシヒカリを4ヘクタール作付することで、2万2,000円×7俵×40反。それに対しまして、減価償却費や資材費等含めると、もろもろの経費で、1反当たり13万円ほど。そういった数字のもとに100万所得向上というようなイメージが整理できないかということで、今精査を続けているところです。

これに、環境保全型農業直接支払交付金が1反当たり8,000円。それを含めるのかどうかという部分も考えていく必要があるかというふうに考えています。

【井手会長】

河合委員、よろしいでしょうか。

あくまでも今の段階での試算はそういう値に基づいているということだにご理解ください。

はい、ほかにいかがでしょうか。

まずは北川委員のほうから。その後、竹山委員、お願いします。

【北川紀子委員】

済みません、質問させていただきます。

3ページのところの(2)の最後の行になるのですが、消費者への意識調査の部分についてですが、意識調査の対象がどういった方で、何人ぐらいの方にお聞きされたのかということと、あと、オーガニック農産物に対しての支払い意思額ですが、それに対してどういった質問の投げ方をされたのかということと、もう一つは支払い意思額が2倍程度ということで、オーガニックだからこれぐらいはかかるだろう、これぐらいの値段で売られるだろうというような意思表示なのか、それとも私はそれをもって購入いたしますというところまでの意思表示でこの結果が出ているのかというところを教えてください。

【井手会長】

はい。意識調査の、特にこのオーガニック農産物に対して慣行の2倍程度の支払い意思額というところの、もうちょっと詳しい説明をお願いします。

【事務局】

こちらの対象は、県内在住の18歳以上の方を3,000名、無作為に抽出した調査となっております。回答率が45.5%という状況で、支払い意思額の投げかけ方なんですけども、正確に説明するのは非常に難しいですけども、コンジョイント分析という手法を

使いまして、幾つかのつくり方のお米を幾つかの価格で提示いたしまして、それぞれに対しまして回答者の方に、どちらを選ぶかをたずねています。例えば、1俵2万円のコシヒカリと1俵2万3,000円のこだわり栽培米、どちらを買いますか。仮に2万3,000円と答えられる。1俵2万3,000円のこだわり米と、1俵3万円の有機米、どちらを買いますか。こういう複数の質問を提示いたしまして、そこからの回答を集計した結果、慣行の2倍程度まで支払ってもいいという数字が算出されております。

済みません、コンジョイント分析について正確に説明することができずに申しわけありません。どなたか補足いただけますでしょうか。

【井手会長】 田中委員、コンジョイント分析について補足いただけますか。

【田中委員】 米の例だとわかりにくいかもしれませんが、例えばスマホを選ぶときに、画面が大きくて処理が早くて5万円。画面小さくて、処理おそいけど2万円。はい、どっちを選びますかとか、そういう質問をするんですよ。そうすると、画面の大きさに対して例えば1インチ大きくなるのに幾ら払う意志があるかですとか、処理が10%早くなるのに5,000円ぐらいは払ってもいいとか、そういうふうな追加的に幾ら払っていいかという、多分お米もそういう聞き方ですよ。

その有機にしたときに、追加的に普通のお米、慣行米と比べて幾らぐらいいかというので、多分倍になったという、そういう結果で。じゃあ、米について評価したということですか。野菜ではなく。

【事務局】 お米です。

【田中委員】 お米ですね。はい、ありがとうございます。

【事務局】 うまく説明できませんので、資料でこういう質問をいたしましたということ、また今回の議事録との確認とあわせて、送付させていただきますと思います。

【井手会長】 そうですね。確か前回、一応調査結果を出していただいていたが、いま一度お願いいたします。

そうしましたら、竹山委員、お願いいたします。

【竹山委員】 幾つか質問です。

5ページの、3の(1)の殺虫殺菌剤を使用しない栽培の現状のところ、水稻で約125ヘクタールという形で数字が上がっているのですが、どういふ調査をされたのかなというふうに思います。実際私個人でも15ヘクタールぐらいいは作付けしておりますし、私のところの今竜王町だけでも60ヘクタールぐらいいあるかなというふうに思いますので、若干数字が少ないかなというふうに見させてもらいました。

それと、この4番の(2)のコシヒカリがこだわり米としての販路がなく、一般米として流通している実態があるということが書かれているんですけども、これはどういったことなのでしょうか、ということでも質問させていただきたい。

それと、3点目ですが、オーガニックの部分でも出ていますが、ブロックローテーションという言葉が出ております。平成30年から生産目標数量の廃止ということですが、実際は県の再生協議会なり、各市町の再生協議会が今までどおりの配分的なことをやっておられると。そういった中で、生産調整率そのものは県内においてもそう大きくは変わってないと思うんですけども、このブロックローテーションというやり方そのものが残ってあるのかなということも、今ふと思いました。人・農地プランができ上がってきまして、中間管理機構によりまして農地の集約という形で地域によっては進んでいる地域もあるかと思えます。担い手への集約という形で。そういった形で団地化されておれば地域によってもそのブロックローテーションされてないところも出てくるのではないかなとか、大きな経営体で50ヘクタールとか100ヘクタールの経営体とその一つの団地化されれば、再生協議会が配分されたにしても、自分のところの経営体のところで畑作物はこのエリアだよというように形で決めて行ける方向性にも今後なっていくのと違うかなと思うんですけども、今までのような形で集落のブロックローテーションというのは、現在までよりは今後また形も変わってくるのではないかなと思うんですけども、そこら辺の今後の見通しという考え方。そういったのはどういうふうに使われているのかお伺いします。

【井手会長】

大きく御質問が3点あったと思います。

まず、最初に5ページ3番、殺虫殺菌剤を使用しない栽培の推進の(1)の、現状としての約125ヘクタール、この数字の調査をどうされたかということですね。

【事務局】

先ほど竹山委員のほうから数字の御呈示ありましたように、竜王町で取り組まれている分が半数程度。

【竹山委員】

そうなんですか。

【事務局】

はい。あと、野洲のほうで一定取り組みがまとまってされております。

【竹山委員】

いや、もっと多いのかなと思っていました。はい、わかりました。

【事務局】

現在、各地域から取り組みを集約する中で整理しておりますので、具体的にこの数字を厳密に把握することは困難な状況ではございます。

今後、直払い等国の制度が位置づけされれば、その交付面積という形で具体的な数字がはっきりと把握できるのですけども、現在は、各地域への聞き取りの数字という状況です。

2つ目のこだわり米としての販路はなく、一般米として流通している実態があるということですが、言葉が少し正確ではなかったのかもしれませんが、コシヒカリについては、こだわり米ではなくて一般米として求められているコシヒカリがあるという状況がございます。仮に100トンのコシヒカリをこだわりで作りまして、100トンこだわりで売れるのであればそれでよいのですが、流通状況の中にはこだわりは30トンで、あとは70トン一般のコシが欲しいという実需者もございます。

そういった中で、全部が全部、生産と需要を結びつけることは非常に困難な中で、こだわり栽培をしてはいるものの、需要の関係で一般米として販売する場合はあり得るというのが現在の状況です。当然それもこだわりとして売ればよいではないかというよう議論もあるのですが、一般のコシヒカリを求めているユーザーの方に、これはこだわりのコシなのでちょっと高く買ってくださいと言っても、いや、それでは要りませんという話になりますし、逆に、一般のコシと同じ値段で販売します、ということを書いてしまうと、では滋賀県のこだわりコシはそれだけ安い値段で買えるんだったらどんどんくださいという話になりますので、今高く売れているこだわりコシも値段が引き下げられるようなことにならないよう、販売面ではいろいろ苦労いただきながら結びつきをしていただいているところです。

3点目のブロックローテーション。

【森野参事】

ブロックローテーションの関係でございますけれども、御指摘のようにこれから担い手にかなり集約してきまして、大規模な経営体、あるいは集落営農法人に農地の集積がどんどん進んでいますので、その経営体のエリアの中で農地の土地利用をどうするかということが決めやすくなってきておりますので、そうしたところではその中で必ず順番にローテーションしなくても、このエリアを麦・大豆のエリアにしようとか、ここは有機にしようとかいうことがだんだんできやすくなってくるかなということは今後想定されるんですけども、当面、これまで滋賀県の麦・大豆の生産というのはブロックローテーションのもとに集落単位できちっと進められてきた経過がございますし、今ほどの生産調整、仕組みが変わるとしても、今までどおり数量配分しながら、収量の目安も示しながら進めていこうということですので、今はそのブロックローテーションも非常に大切にしながら、集団、いわゆる集団転作というのを今後とも続けていきたいという思いもありまして、ブロックローテーションという言葉を使い続けていただいているということで御理解いただきたいと思っております。

【井手会長】

よろしいでしょうか。

私の場合は、そもそもブロックローテーションの説明から必要だったのですが、皆さんよろしいでしょうか。

あと、やっぱりこの中で出てくるそのブロックローテーションに悪影響が出ないように選んで有機、オーガニックを進めていくんだという、そのところ、何ていうかロジックというか、もう少し補足が要るのかなという気がしておりますが。

【森野参事】

滋賀県では生産調整、米をつくらないといったときには、麦をつくるというのを進めてございまして、その麦をつくる際にもともと生産調整が始まったときには皆さん米がつくりたい中でいやいや麦をつくらないというときからスタートしましたので、それなら集落の中で順番に回して行って、痛み分け的な形でしていこうじゃないかということ。あと、麦については、固まってつくったほうが周りから、隣に田んぼがありますと水が入ってきてうまくつくれませんので、乾いた状態にしようと思うと、まとまった団地にしたほうが良いというふうなこともございました。

それから、国のほうの補助金の体系もそうした団地化すると補助金がたくさん出るよというふうな、そういうふうな誘導もございまして、滋賀県では昭和の時代から集落で麦をつくる場所を毎年順番に3年から4年ぐらいで順番に回して行って、今年はここは麦、一角麦にしようとか、こころはここ米という形で回すような形で集落の中の話し合いを進めてきたという歴史的な経過がございます。

そうすると、3年か4年に1回は麦の田んぼが回ってくるということになりますので、JAS有機をしようと思いますと、3年以上補助を固定して、ずっとその田んぼは米ばかりつくり続けなあかんというふうになりますので、それが麦が回ってきたらその年だけリセットされるという形になるとJASの有機の取り組みができませんので、そこを市のほうとの話の中で改善していかないとどっちにするんやという話になりますので、それだったらトラブルが起きないようにこの一角はもう有機として固定しようとか、あるいは大きい担い手の方でしたら、もう水はけの悪い湿田のほうはもう米ばかりにしようとか、そういうようなことがこれからできやすくなるかと思っておりますので、そうしたことを進めようという意味でございませぬ。

【井手会長】

はい、ありがとうございます。  
よろしいでしょうか。  
はい、立花委員。

【立花委員】

すみません。表現のことでちょっとお聞きしたいんですけども、2ページの下に書いてあったオーガニック農業のことで、ちょっと説明聞いているときに特に疑問には思わなかったんですが、皆さんのお話聞いているうちに、ふとそもそもオーガニックというのは認証とってないと名乗ってはいけないというふうに私たちは思っていたんですけども、それはオーガニック農産物という表現のときになるというのはわかるんですけども、オーガニック農業であれば言ってもいい。認証とってなくても言ってもいいんですかねというのをちょっとふと思いました。

ちょっと混乱してくるのかなというふうに思ったので、ちょっと質問させていただきたい。

【事務局】 御指摘いただきましたように、農産物に表示する場合は認証が必要になります。オーガニックだとか、有機米だとか、そういう表示に関しましては必ず認証を受けたものでないと表示できません。

一方で、取り組みについては、有機農業をすることにつきましては、認証はなくても有機農業することはできます。

【立花委員】 例えば生産者さんで、認証はとってないのですが、有機でやっているよという方よくいらっしゃるんですね。そういった方を御紹介するときに、ほかの方に紹介するときにオフレコ的なところではいつもオーガニックというか有機でやってらっしゃるんですよと言っているんですけど、認証はとってないのでそれは表現しないでくださいねというふうには言うんですけど。そういうことですよ。

【事務局】 農産物の説明をする際には認証が必要となります。

【立花委員】 認証が要るので言っちゃいけないけども、農業的にはということですね。

そこの周知も皆さんには必要な説明も、一般の方には必要になってくるとのことですね。

【井手会長】 改めて確認ですが、このたたき台でオーガニック農業と書いているところは認証しているものも、していないものも含めて無農薬、有機を言っておられるんですね？ ただ、オーガニック近江米と名づけたときは、これは明らかに外向けに出すわけですから、これは全部認証という理解でよろしいでしょうか。

そこが結構、何というか混乱を招きますね。

【事務局】 不十分な説明で申し訳ありません。資料の7ページをごらんいただけますでしょうか。

オーガニック米、また仮にオーガニック近江米と名乗る場合には、こちら有機JASの認証マークを表示し、また認証を受けたと取り組みとして進めていきたいというふうに考えております。それ以外の無農薬・無化学肥料で農家の方が取り組まれたという分につきましては、この有機のマークは使えませんので、その右にありますような農薬・化学肥料栽培期間中不使用というような表示をしていくということになってまいります。

ただし、仮に県のほうで統一したオーガニック近江米のパッケージ等をつくる場合には、そのパッケージはオーガニックのお米しか入れることができないことに恐らくなるかと思えます。

【立花委員】 ありがとうございます。

もう一点、ちょっといいですか。

同じこの部分で、認証機関というのを、滋賀県内にはそういう認証機関とかはあるんでしょうか。

何かふとそこで、そこに滋賀県と入らなかつたら外に出したときとかちょっともったいないなというふうに思ったので、そういった取り組みは全体でされるのであれば、認証機関の、設置も一緒に

合わせて考えられたらどうかなというふうに思います。

【事務局】 認証機関についても設立できないかということを検討しまして、いろいろと調査はしてまいりました。ただ、実際に行政がやるべきものなのかということもございますし、仮に県が進めるならば、すぐに認証料金を下げて、県内の生産者にサービスしますという話になりますのと、実際に認証業務を行っている他の民間の認証機関さんの取り組みを圧迫してしまうことにもつながりかねないので、今現在の考え方といたしましては、どこかの認証機関に属する検査員さんを県内で育成しまして、その方に県内の農産物を検査いただくということを考えております。

それに伴いまして、認証に係るノウハウも県内に集積できますし、細かい話になるんですけども、認証料の中には検査員の移動に係る交通費等も含まれておりますので、少しでもそういった部分で負担軽減ができればというところを考えているところです。

【井手会長】 御意見でも結構ですのでお願いします。

【細川委員】 オーガニック農業を推進されるということで、不安定な品質や収量、労力等コストの増大が課題となっておりますが、先ほど1俵あたり2万2,000円の想定をしていますということだったんですが、交付金も多分大事になってくると思うんですが、後から話が出てくるのかもわからないんですけど、環境直接支払交付金の5番の有機農業の取り組みが今10アール当たり8,000円となっておりますが、こちらの交付単価のほうはどのようにお考えでしょうか。ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

【井手会長】 はい、お願いできますでしょうか。  
では、森野さん。

【森野参事】 環境農業直接支払、後ほど議題に出てまいりますけども、この有機農業の取り組みは全国統一の国が定めたメニューになってございまして、国のほうの統一単価で8,000円という形で決められております。そのうちの国が半分出して、あと県と市町が残り半分という形になっているんですけども、こちらについては、今後とも恐らくこの単価が継続されているのではないかというふうに見込んでいるところでございます。

【井手会長】 細川委員、よろしいでしょうか。

【細川委員】 はい。

【井手会長】 いかがでしょうか。  
はい、永井委員。

【永井委員】 今、オーガニック農業ということで3つの市が試験的にされているという説明でしたけれども、素朴な疑問なんですけど、こだわり農業されている方の中でもオーガニック農業をしようとしている人がふえるのか、逆にそれがこだわり農業されていると減っていく方向になるのかということ、全く全然そういう形でない新たな人がこのオーガニック農業をしようとしている人を対象にしていくのか、その辺はどうなのですか。

【井手会長】 事務局、お答えを。

【事務局】 現在想定しておりますのは、一定の経営規模の方の中に新たにオーガニックに取り組むほ場が出てくる。また、従来のこだわりもそれぞれ作付されるというようなことを想定しております。

ことし20経営体調査した中で、それぞれ皆さん有機の認証もとるといふほ場もあれば、通常の慣行栽培もされているとか、それぞれ販路に応じて作り方も変えられるというような状況がございます。その取り組みの中に有機というものを導入していけないかというところで検討しているところです。

【井手会長】 はい、さっきのブロックローテーションの話もそうなんですけど、ある程度県が前提とされているのは大規模な農家。ある一定大規模にやられている中の一部を有機にする。集落営農なのか、もともと大型なのかわからないのですが、そういった中で有機をやられたり、こだわりをやられたり、一般もやられたり、そういうリスクヘッジをとられるのか、多角経営的などところの中の一部を有機という考え方でおられるみたいですね。

よろしいでしょうか。

ほかに、では小川委員。

【小川委員】 失礼します。教えてください。

資料の6ページです。(3)の園芸作物の1番ですけれども、平成20年に比べまして現在150ヘクタールと半減しているかと思うんですが、この現在150ヘクタールの中で栽培していただいています、栽培の多い品種というのを教えていただいていたいいでしょうか。

【井手会長】 事務局、お願いできますでしょうか。

【事務局】 面積、若干前後するかもしれませんが、ブロッコリーであるとか、コマツナとか、カブ、ニンジン、チンゲンサイ等で面積が大きいです。

果樹ですと、ブドウ、栗、柿で多く取り組まれております。

【井手会長】 とびぬけて多いような園芸用や作物は逆はないということでしょうか。

【事務局】           そうですね。品目的にはざっと50から60品目ぐらいと言われている中で、一番多いブロッコリーですと21.4ヘクタール。果樹のほうですと、栗で34.6ヘクタールというような状況になっております。

【小川委員】           ありがとうございます。

【井手会長】           よろしいでしょうか。

私のほうから3点ほど質問と要望が。何かミックスみたいなことになりますけれど。

1点目は、質問の部分が多いのですが、今後オーガニック近江米として売り出していきたいとおっしゃられている。それは結構だと私は思うんですが、その中で、デザイン袋を統一するとかそういうこととは別に、イメージの前提となるものは何なんでしょうか。

何が言いたいかという、オーガニックでやれば当然琵琶湖や環境、生物にも優しいじゃないですか。だからそのあたりはこのオーガニック近江米となったときに、それほど強調されないのか。もうあくまでもオーガニック。一般論としてのオーガニック。従来からの近江米。これでいかれるのか、やっぱり滋賀県ですから何らかの形で琵琶湖にも優しいとか、そういうところもオーガニック近江米のブランド価値の中に入れてアピールされていこうとしているのか、ちょっとそのあたりがわからないなと思ったんですが。

【立花委員】           イメージの核がわからないということですか。

【井手会長】           そうですね。イメージ。

【立花委員】           全部、ゆりかご水田米も入ってきたりとか。環境こだわりの中のオーガニックのほうがまだ。

【井手会長】           じゃあちょっと関連して立花委員、御意見があるみたいなんです。

【立花委員】           イメージのときにちょっと思っていたのですけども、確かに環境こだわりはどこへ行ったんだろうと最初思ったのですけども、とりあえずこのテーマに関してはオーガニックなのかなというふうなところでさっきは質問しなかったのですけども。

以前、環境保全の中でランクをつけてはどうかみたいな話が一度会議で出たことがあるかと思うんですけれども、今回もオーガニック。今回その独自のブランド化のためにオーガニックを出すからあえてシンプルにみたいなふうに書かれていたので、恐らくそういう方針なんだろうとは思ったのですけども、確かにちょっとブランド的に、じゃあ逆に言うと、滋賀県というのはどこに行ったんだろうというのは、県外に出したときに。ちょっとそれは今、井手先生がおっしゃってくださったので、私もこういった意見はほかにもあるんだなとちょっとあえて言わせていただくのですけども、県外に向けて出すときに、逆に言えば、滋賀県のオーガニックのほうが環境

にこだわっているとかはちょっと強いのかなというイメージも持っていたりはします。核が何かこう、ただのオーガニックの近江米と言うんだったら、何かちょっとぶれているのかなという気はします。

【井手会長】

はい、ありがとうございます。

済みません、まさに立花委員がおっしゃったように思うんですね。

一つの理解として、最初のほうの議論としては環境こだわりを大きくして、その中に有機を位置づけるというアイデアがあったんですが、今回の中間時点のたたき台としてはそうではなくて、あくまでも国の有機に基づく有機。全体的にも環境こだわりというよりも、従来からの近江米というブランド。さらに、そこにオーガニックをつけて売り出すと。そういった近江米のラインナップの中にオーガニックがありの、ゆりかごありの、環境こだわりありのという全体としてパッケージで売り出していくというのが事務局のこのたたき台の考え方ですね。

ただ、やっぱり希望としては、こだわりというのはやっぱりそれなりに一定、一部の方々には定着した言葉ですし、食へのこだわり、暮らし方へのこだわりという意味で、何らかの形で個人的には残してもらいたいなという希望がございます。

それと、環境へのこだわりという部分も、やっぱりオーガニックであっても滋賀県である以上はきちっと堅持していただきたいなと思います。

【田中委員】

環境こだわり米とかゆりかご水田米というのは、済みません、私もちょっと混乱してきたんですけど、ゆりかご米とかこだわり米っていう従来のはかなりなくなっちゃうということですか。

【立花委員】

なくなりはないですよ。

【田中委員】

ですと、これまたおかしなことで、例えば環境にこだわりがあるから環境こだわり米なんですけど、有機JASにはつかないんですよ。じゃあ環境にこだわっていたと言ったのは一体何なのかと。

その従来ゆりかご水田米とかこだわり米というのが、オーガニックよりも劣る認証という位置づけですよ。県独自の認証が国の統一規格である有機JASよりも、これですと明らかに劣る形になってしまっているんで、別にゆりかごやっても有機JASに該当するところもあるわけで、でもラベル貼れないというのは、ちょっとこれは誤解を招くと思うんですよ。

ですと、例えば車なんかでもエンジンがよかったり、ほかの部分がよかったりすると、それぞれラベルべたべた貼っているじゃないですか。あれは余り見た目そんなにいいとは思わないんですけど、県独自の認証を有機JASと完全に切り分けてしまうのは、かえって消費者の誤解を招くような気がしますね。

ですから、県の認証を少し再整理するような形も考えてもいいと思うんですけども、それがオーガニックと劣るというよりは、何かの仕切りで異なるという形であればそれは構わないと思うんです。

けど、今の位置づけのこの7ページのイメージですと、劣るというふうに捉えられてもおかしくないかなという気がいたします。

あと、有機JASは3年以上の取り組みでラベルがつくということで、それまでの過程をこの不思議なガイドラインのようなものとするというのは、ちょっとこれも消費者の目線でいうと、これ相当混乱すると思うんですね。かなりシンプルにする必要が恐らくあるだろうなという気はします。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。

【永井委員】 これランクづけでいくとね、オーガニック農業というのは、有機農業とか入れないで、一定は無農薬ですよ。説明されましたよね。だから、当然ランクづけでいったら、私はやっぱりこだわり農業農産物、こだわりもオーガニック米のほうがランク上だと思って私は聞いていましたけど。

だから、先ほどちょっと質問したのは、結局せっかくこだわり農業を一生懸命認知度をあげて広めようとしたのに、これからは有機農業に取り組むのはよかったなと思ったんです。だけど、それを受け入れるとますます混乱していくなと。広め方も含めてというふうに思います。その辺はどうなんですかね。

【井手会長】 多分このあたりが核心になるのかなというふうに思っております。

一つは先ほどの言葉と表示の問題ですね。片やオーガニックと言って、表示も非表示もあり、認証も認証のないものも含めつつ、でも認証の段階になったらJAS認証以外はオーガニックじゃないよというところ。

環境こだわり農業も別に認証するしないにかかわらず環境にこだわった農業というものもある中で、でも認証という段になったら5割でしたらクリアというところがありますので、ちょっとそのあたりも整理した上で全体としての、滋賀県としてどういうふうに売り出していくのかということだろうと思います。

いかがでしょう。このあたり、ほかの委員の皆様から。

北川委員のほうから御発言下さい。

【北川幸夫委員】 位置づけというようなところでなんですけども、わかりやすさとかいうような部分から、オーガニックでできたお米をどう売るかじゃないに、オーガニックをやっているのが一番、日本で一番の滋賀県でできたこだわり米やゆりかご水田米がある中で、何かオーガニック米をシンボリックなものにして、そこで採れたこれらのお米がラインナップしていますよというような感じにしてはどうなんかなと思ったところです。

それから、もう一つ、これは別の質問ですが、これまでの議論と関係ないんですけども、最後の実証のところ、玉栄が出ていますが、何か意図的に玉栄をされたのか、最終的にお米だけじゃなく、そこからつくられた加工品まで、オーガニックを原料にしたお酒までもイメージした中で玉栄をされたのかどうか、その辺のをちょっと確認させてもらいたいと思います。

以上です。

【井手会長】

はい、ありがとうございます。

前半部分の御意見といたしましては、全体として滋賀県のお米という形で売り出すという、そういう御意見ですね。

はい、そうしましたら、岡本委員。

【岡本委員】

済みません、言葉のことなんですけど、有機JASの認証ということですか。有機JASをとるということは、これは認証機関の認定が必要という形ですよ。で、有機栽培という言葉がありますよね。その有機栽培であれば認証はとらなくていいのだけれども、やはりこれは格が落ちるということになるのでしょうか。

私は有機JASもいいのだけれども、有機栽培という言葉でもいいのかとふと思ったりしたんですけど、いかがなのでしょう。

【森野参事】

いろいろと御意見ある中、大変大切な御意見ありがとうございます。

最後言われました言葉の話なんですけども、有機栽培をさっきも言いました農産物で表示する場合には、この米が有機でつくったとか、オーガニックとかいうのを表示する場合には、もうJAS有機をとっていないと表示してはだめだというのがもう法律ではっきり決められておりますので、有機栽培でしていてもJAS有機の認証をとってなかったら、有機栽培米というふうな表示ができないというのはもう法律で決まっています。そこはもうどうしようもないというところがございます。

ただ、栽培上JAS有機はとらずに、私は有機栽培で米つくっていますよという農業の取り組みとしてはいいんですけども、それが一旦流通に回ってきたときにはJAS有機をとってないとだめだというふうなことがございます。

それから、実証ほに関しましては、玉栄はたまたまお願いした農家の方がつくられていたということで、特にその玉栄云々には何も深い意図はございません。

それから、ずっと先生からも、井手会長も含めて言っていたておりました、7ページの図のイメージの関係する部分ですが、大きくは環境こだわり農業というくくりで点で囲っていますように、オーガニックの取り組みでございまして滋賀県の環境こだわり農業ということで、琵琶湖に配慮した取り組みであるということで、当然有機米ですと新潟でも北海道でもJAS有機の米は全国にごまんとあふれていますので、そうした中でも滋賀県のオーガニック米というのをきちっと売り出していこうと思いますと、やはり新潟のオーガニックとどこが違うのかといたら、やはり滋賀県は琵琶湖を守る、日本一の琵琶湖を守っている取り組みなんだといたことをきちっと訴えていかないと、またオーガニックの世界で埋没してしまうというふうなことになると思いますので、その世界でもきちっと滋賀県の琵琶湖を大切に作る取り組み。その琵琶湖を守るために農薬を使わない農業に滋賀県は一步踏み出しましたという形で、消費者の方に訴えていきたいなというふうに考えているところです。

【田中委員】 だとすると、ラベルが貼られないというのはちょっと違和感があるんですけども。

【森野参事】 それで、この環境こだわり農産物のマークで、例えばゴールドマークにして、その中で農薬・化学肥料不使用というふうな文言に変えてやってはどうかということも検討して、有機の協議会でもそういった案も出しながら検討していたのですが、その環境こだわり農産物で農薬・化学肥料不使用というマークを仮に貼っても、その米はオーガニックという表示はできない。J A S有機をとらない限りはオーガニック米とは言えないということになると、J A S有機。

一方でJ A S有機とゴールドマークを併用して同時に貼る、2枚貼るということは逆に混乱するのじゃないかというふうなところもあって、農薬・化学肥料不使用でJ A S有機じゃないものを県がゴールドマークにして認証するというのが、ちょっと非常に中途半端な位置づけになって、かえってややこしいなというふうな意見が多くてですね、行くならきちっと、オーガニックと、有機米というようなことがきちっと表示できるJ A S有機の認証をとって、その中でP Rしていくときに従来の環境こだわり農産物もひっくるめて、先ほども全農さんに言っていただきましたように、全体として滋賀県の近江米の中にオーガニックもある、環境こだわり米もあるよ。全部で琵琶湖にこだわった取り組みをしていますよといったことで、全体のイメージが、ブランド力が向上できないかというふうなことで考えているところでございます。

【井手会長】 私なりの理解としましては、県として組織的にオーガニック近江米を売り出していくためには、やはりJ A S認証をとったものしか組織的には推せない。そのあたりのジレンマの上で改めて県独自の認証は余り効率的ではないだろうという判断をされたんだろうというふうに思います。

深尾委員。

【深尾委員】 今その資料に出ている、さまざまな取り組みをこだわりから、不使用から、オーガニック。そういうパターンは幾つかあっていいんだ。滋賀県はこういうことで琵琶湖を守るし、県民の健康も守る。そういう姿勢を示していくということで、食の安全の意識が高い県であるから、例えばオーガニックはフラッグシップみたいなもので、そういうこと中心に誇示していけばよいというふうに思います。

オーガニックといっても、本当のオーガニックはそういう価値のあるものだと思いますし、そういうことで健康に気をつけておられるような方は、恐らく成長ホルモンがいっぱい入った輸入の牛肉とかは食べないであろうし、例えば栽培期間中に農薬をいっぱいかけて、それをポストハーベストの後、ハーベストでかけても、それは食品添加物になりますのでオーケーだとか、そういうようなことを勉強されて、全般的にこの滋賀県で琵琶湖も守るから君も健康になるというふうな感じで進めていただければいいんじゃないかなというふうに思います。

ただ、コストとかいうことにはですね、幾らよいものを高く買っていただけというふうなアンケートをとっても、最後の購買行動はさっと右のほうの安いものをとることがありますので、そういうのも心配しているというところですよ。

【井手会長】

はい、御意見ありがとうございました。

いかがでしょうか。ちょっと私なりに気になるのが、特に魚のゆりかご。田中委員のおっしゃったように、認証としての魚のゆりかごだったら5割削減で、在来魚が遡上してれば認証なんですが、有機でやっていて魚が遡上してきたら、それを何て言うのか。魚のゆりかごオーガニック近江米なのか、まあそういうことですよ。

環境こだわり米という認証の基準と、我々が何となくもっと大きく、環境こだわり農業と言っているところと、思い描いているところ、そこら辺のそごが違和感となっているのかなという気がいたしております。

いかがでしょう。このあたりもう少し御意見をいただければと思いますけども。

はい、小川委員。

【小川委員】

失礼します。

農業については、非常に素人なので、きょういろんな言葉を聞かせていただいて、勉強させていただいているところです。

一つなのですが、お米に限ってなんですけれども、環境こだわり米の今生産パーセンテージ言ってくださっているんですけど、目標値は何%ですか。今すごく言われているんですけど、単純に考えると、滋賀県のお米は全て環境こだわり米であれば、これがベースになります。その上に有機米、オーガニック米というのがあるというのが理想のように、皆さんの御意見を聞いていました。消費者としても、そのほうがすごくよくわかります。

これは、ただ、生産者の方のことを考えずに言っていますので、そこそこは非常に難しいんだろうなと推測はできますが、県としてやっぱり目標とされている、せっかくこの環境こだわり米、ここまで名前もそうですし、取り組みもされてきていますので、ぜひともこの後続ける、継続したい。そうすると、目標とされる、そのまは環境こだわり米としての生産、パーセンテージをどこまで。で、その上でのオーガニックというのは、ブランドをあげるために、要は生産してくださっている方に対しての対価としてきちっとこちらのも消費者として支払っていくということで、有機オーガニック米が出てきたように思いますので、そこはもちろん滋賀のオーガニック米として一つのまた別格ですよ。同じステージにのせてしまうともうかすんでしまいますので、別格扱いにさせていただくと非常によくわかりますし、別格だからこそターゲットにするところはもう絞っていくと。一般消費者に対してオーガニックをただ単に売っていたのでは多分売れないような気がします。やっぱりそこは絞っていただく。

特に学校給食、絞っていただいてもこれは手が出ませんというのが、お聞きして思ったところです。環境こだわり米については、学校給食でもよく毎日使わせていただいておりますので、ここは

ぜひともずっと続けていただきたい。

ただ、魚のゆりかご水田米というのが、やっぱりこれをどう位置づけていくのかというのはちょっと難しいのかな。あるいは地域的に取り組んでおられているところはすごく多いのであれば、地域としての魚のゆりかご水田米として売り出していただくのも一つかと思うんです。全県下取り組むことが非常に難しいのであれば、地域を限定していただくと地域限定米になるかと思しますので、そのエリア分けというか、をされても消費者としては非常にわかりやすく、また、学校給食においてもその地域の魚のゆりかご水田米を使うというアピールに使いやすいですので、そういったところも今後どうされるのか御検討いただけるといいかなというふうに思いました。

以上です。

【井手会長】

はい、ありがとうございます。

かなりいろんな御意見をいただきました。次の議題もごきますので、余りこのまま続けるわけにはいきませんが、一定、整理させていただきますと、恐らくこれから県として有機、オーガニックで近江米を推奨、推進していく。それ自身について、反対されている方はどなたも多分おられないというふうに理解しております。

ただ、やはりこれまでの環境こだわり農業、環境こだわりという中でやってきた、まさにそれに対するこだわり。こだわりが強い委員の皆様もおられますので、そういった中でちょっと気になりましたのは、表示の問題と呼び名の問題がやっぱりちょっとクロスしているところが違和感を生じさせている原因なのかなと。ですから、表示、どう表示するかということを中心に置いて考えると、有機も全部ひっくるめて環境こだわりと呼んで何が悪いんだということですよ。ただ、そこが今表示として環境こだわり農産物というところと5割というところになっているので、そこの思いと表示の部分とのずれ、そこが一番ネックになっているのかなというふうな気がしております。

ゆりかご水田も一緒ですよ。別に有機でゆりかごで何が悪いんだ。だけど、表示となったら別に有機にする必要はないよということですので、ちょっと事務局、そのあたりをもうちょっと知恵を絞っていただいて、どちらも生かすような妙案を検討していただけないかなというふうに思います。

いかがでしょうか。きょうの時点の議論としてはそういうところでよろしいでしょうか。

では、北川委員。

【北川紀子委員】

済みません。

私どもは消費者団体なので、そちらの立場としてちょっと一つだけ御意見させていただきたいんですが、今環境こだわり農業の取り組みということで、生産側のことが主にこの中に出てくるわけですが、やはり生産と消費というのは一体化されているものであって、消費がなかったら生産も当然進まないということなのですが、今後このオーガニックを含めて販売路線の戦略ですね。戦略をどのようにしていくのかということ。あとターゲット、価格、そしてそれぞ

れのランクづけですね。そういったことも合わせて考えていかないと、生産ばかり進んでいって、いざどうするのかというときにつまずくんじゃないかという心配がありますので、私どもは販売のほうもさせていただいていますので、そういったこともきちっと出していただけるとよりわかりやすくなるんじゃないかなというふうに思いました。

ありがとうございます。

【井手会長】

ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、まずは需要ありきですので、そういったところの計画についてもある程度見通しを示していただければと思います。

そうしましたら、ちょっと時間があつたらまた戻ってきますが、ひとまず、済みません、次の議題も大切な議題ですので移らせていただきます。

次第の(2)、環境保全型農業直接支払交付金に係る県中間年評価についてということでございます。

事務局のほうから御説明お願いいたします。

【事務局】

事務局より

資料2 環境保全型農業直接支払交付金について説明

【井手会長】

ありがとうございます。

前提として少し私のほうから補足させていただきますが、国がこの環境保全型直接支払制度を見直すに当たっての資料として、本当に環境保全効果がきちっとあるのかどうかということ調べたいという趣旨のものになります。

ただ、県の立場からいきますと、特に滋賀県は地域特認、いわゆる全国共通ではない部分が多いものですから、そのあたりの取り組みが非常に環境保全効果が高いよということをいかにアピールするかというところがポイントとなってきます。また、この中間年評価の各都道府県における取りまとめにおきましては、第三者委員会がその内容をチェックしなきゃいけないということになっておりまして、それが滋賀県の場合、この審議会ということになっております。ただ今の御説明を聞いていただいた上で、この審議会として、第三者委員会の立場として、妥当な評価であるか、あるいは、こういった部分はもうちょっとアピールすべきではないか。そういった御意見をいただくという趣旨になっております。

なかなかちょっと専門的などころも多ございましたけれども、いかがでしょうか。

深尾委員。

【深尾委員】

済みません。第三者委員会として決を採るとかあるんですかね。この報告でよろしいか、ということですか。

【井手会長】

いえいえ。この時点で御意見をいただければと思います。

【深尾委員】 最終的にこの説明をして、皆さんがよろしいと言えればそれでよいということですね。

わかりました。これで大丈夫だと思いますし、最初高橋部長おっしゃいましたように、次年度に向かって取り組みで、全国的な取り組みで、やはり滋賀で地域特認。これは滋賀の独自性も踏まえて認められているものでございますので、できればそれが均等に、国の取り組み、地域の取り組み、均等に扱っていただければなというふうなことで希望させていただきます。ありがとうございます。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。

そうしましたら、基本的にこの会議が終わりました後でも、何かこの報告内容につきまして御意見があれば、また別途事務局のほうにお伝えいただければというふうに思います。

よろしいでしょうか、事務局。大体1週間ぐらいの期間でよろしいですか。

そうしましたら、ちょっと内容的に非常に盛りだくさんでしたので、またお帰りになってお読みいただいて、御意見等があれば事務局のほうに1週間以内をめぐりに提出いただきたいと思います。

その上で、実はもう一点お断りしなきゃいけないのが、この中間年評価の取りまとめたものにつきましては、都道府県のほうから国に提出するのが12月末ですか。スケジュール的には。

【事務局】 はい。

【井手会長】 ですね。今月末にはもう提出しなければいけないということで、非常に締め切りが近づいております。したがって、先ほどそれぞれの委員の皆さんから御意見を改めていただくということを前提に、それを踏まえた上での修正につきましては、会長である私と事務局のほうに御一任いただくということでよろしいでしょうか。

ぜひそれでするようお願いいたします。

以上を踏まえた上で、全体と通しまして、もうそろそろ時間になってきているのですが、最初の深化の方向性について、あるいは直接支払制度の中間年評価につきまして、あわせて何でも結構ですので、これだけは言うておかなければということがありましたら。

竹山さん。

【竹山委員】 12月末の中間年評価の報告というところは細かなところなのでそれでいいと思うんですけども、中間年評価の報告プラスなんですけども、この10月に国のほうから示されてる来年度の見直しの変更点等々につきまして、特に2番のところのGAPの取り組み云々とかいうようなところで、10月、11月に各市町のほうで説明会はされたと思うんですけども、生産者側なり、各組織からのそういった要望的な意見の集約とか、あとはまた要望とか、そういうことを県庁のほうで取りまとめておられるかとは思いますが、こういったことも踏まえて、国のほうが示されたことに対しての要望的な動き。こういったものは今後どういうふうにする予定なのですか。

【事務局】

ありがとうございます。

今の資料の2ページ目のほうで、農家の生産者の皆様に見直し  
の関係でお知らせしておりますが、特に国際水準GAPに取り組み事  
を新たに要件化という部分については、生産者の方から国際水準G  
APって何なんだということ非常に心配の声をいただいております。

一応、国は具体的な案は年明けにしか出てこないような状態なの  
ですが、今のところ一部聞いた中では、生産者の方がこれがために  
取り組めなくなるような高いハードルにはならないような形で検討  
いただいているということでございますので、ぜひともそうなるよ  
うに我々も国に要望しているところでございますし、年明けまた詳  
細がわかりましたら、すぐさま農業者の皆様に具体的な内容を御説  
明したいというふうに考えております。

それから、国のほう、特に予算配分において全国共通取り組みへ  
の優先という部分で考え示されておまして、この点に関しまして  
は滋賀県も影響を受ける部分が大きいでございますので、冒頭部長  
の挨拶にもございましたように、まず国の予算額をきちっと確保し  
ていただくということ。それから、全国共通、今このように第三者  
委員会で評価している最中でございますので、その評価も待たず  
にこんな見直しをするんじゃないしに、その評価を見てからやるべき  
でないかということで、全国共通と地域特認の均等配分について、ず  
っと強く要望しているところでございまして、引き続きしてまいり  
たいというふうに考えております。

【井手会長】

なかなか厳しい変更になりそうです。これが結局前段ですよ。ね。  
31年からさらに本格的な見直しということですので、なかなか厳  
しい状態で、情報提供のほうよろしくお願いします。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

済みません。なかなかきょうは盛りだくさんの内容でございまし  
て、2時間半の枠をとっていたのですが、少し時間をオーバーして  
しまいました。

特にこだわり農業の深化の方向性につきましては、皆さんそれぞ  
れのまたこだわりがございまして、なかなか難しいところはござ  
いまして、次回、3月でしょうか、が一応我々の期の審議会として  
は最終となりますので、その場ではきちっと方向性について、一定  
の合意を取りつきたいというふうに思っておりますので、よろしく  
お願いいたします。

そうしましたら、ひとまず用意された議題としては以上ですけ  
ど、3、その他何かございますか。

【事務局】

特にございません。

【井手会長】

そうしましたら、私のほうの進行は終わらせていただきまして、  
事務局にお返しします。

議事終了

